

筑前海区漁業調整委員会指示第203号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りではない。

令和4年5月6日

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡県海域のうち、次の A 線、B 線及び C 線と陸岸によって囲まれた海域。

A 線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。

B 線：福岡県北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ 1,550.28 メートルの点(D点)と北九州市小倉北区藍島西端から D点を見通す線上の北九州市戸畠区日本製鉄株式会社九州製鉄所埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。

C 線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(参考図)

